

## 申込方法（共通）

必ず、事業に着手する前に申請してください。事業着手後の申請は受付できません。

## 手続きの流れ

事業の計画段階で公園緑地課へご相談ください。  
条件等、詳しくご説明します。なお、事前に現地を確認する場合がございます。  
その際、市費補助金等交付申請書をお渡します。

「市費補助金等交付申請書」を公園緑地課へ提出。  
事業に着手する2週間前までに提出してください（郵送・FAX不可）。  
（「市費補助事業等実績報告書」「請求書」「口座振替登録書」の様式をお渡しします。）  
（建築前・途中の場合は建築確認済証の写しを申請書に添付してください。）

現地確認（確認後、申請者へ補助の可否を連絡します）

事業に着手（生垣の設置、屋上緑化の施工、壁面緑化の施工、花のまちづくりの実施）  
↓  
事業の完了（生垣設置完了、屋上緑化の施工完了、壁面緑化の施工完了）  
（花のまちづくりについては実施年度の事業の完了）

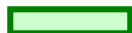
「市費補助事業等実績報告書」を公園緑地課へ提出（郵送・FAX不可）。  
（事業完了後30日経過した日又は当該年度の3月31日のどちらか早い日までに提出）  
完了後の写真、領収書の写し、請求明細等を添付してください。

現地確認（確認後、申請者へ補助金交付の確定を連絡します）

「請求書」「口座振替登録書」を公園緑地課へ提出（郵送・FAX不可）。

書類の提出後、約1ヶ月で指定口座に補助金を振り込みます。

補助を受ける方がすること：



市がすること：

